ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金実施要領を次のとおり制定する。

令和○年○○月○○日

# 経済産業大臣 〇〇 〇〇

ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金実施要領

# 第1 趣旨

ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付して処理水影響対策支援基金(以下「基金」という。)を造成し、当該基金を活用して、ALPS 処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するために、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む事業への支援を行うことにより、長期に亘る ALPS 処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現することを目的とする。

## 第2 基金設置・管理に係る業務内容

基金の設置・管理を行う法人(以下「基金設置法人」という。)は、補助金により造成された基金を活用することにより、本実施要領第4に規定する ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業(以下「補助事業」という。)を実施するものとする。

## 1. 基金の造成

基金は、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。

## 2. 基金の基本的事項の公表

基金設置法人は、基金の名称、基金の額、基金のうち国費相当額、基金事業(基金を活用して行う本実施要領に定める事業をいう。以下同じ。)の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表し

## 3. 基金の管理・運用方法

- (1) 基金設置法人は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。
  - ①基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に経済産業大臣の了解を得るものとする。
  - ②基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これら以外による場合は事前に経済産業大臣の了解を得るものとする。
    - ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
    - ・金融機関への預金(普通預金又は定期預金)
    - ・元本に損失が生じた場合にこれを補塡する旨を定める契約を締結した金銭信託 の受益権
- (2) 基金事業の支払は、原則、第4に規定する補助事業者へ交付すべき補助金の額の確定に係る補助事業者からの報告に基づき、基金からの支払を行うものとする。
- (3) 第4に規定する補助事業者が、取得財産等の処分(交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)等に伴い基金設置法人から返納を命じられた金額が基金設置法人に納付された場合の基金の管理は(1)によるものとする。
- (4) 基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、第4の事業の実施及びその実施に 必要な事務に要する経費並びに補助事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に 充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- (5) 基金からの支払に当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類 並びに基金の残高に関する資料を整え、経済産業大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。
- (6) 基金設置法人が実施する業務(以下「基金業務」という。)のうち、委託又は外注 (以下「委託等」という。)を行う場合、委託等の相手方(以下「委託等先」という。) に対して、その委託等の費用及び業務執行の適切性に関する経済産業大臣による調 査(現地調査を含む。)を受け入れる体制を確保するよう求めなければならない。
- (7) 基金設置法人は、基金業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託等を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託等の額の合計の割合が50%を超える場合には、事前に経済産業大臣の了解を得なければならない。
- (8) 基金設置法人は、基金業務を委託等する場合は、相見積りを取り、相見積りの中で 最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積りを取らない場合、最低 価格を提示した者を選定しない場合又は選定方法として最低価格を提示した者を選 定する方法以外の方法を採る場合には、理由書を作成し、事前に経済産業大臣の了 解を得なければならない。なお、グループ企業との取引であることを理由とするこ

とは認められない。

- (9) 基金設置法人は、基金業務について委託等(契約金額100万円未満のものを除く。) を行う場合には、業務の実施に要した経費の精算処理(契約書、見積書、請求書、業 務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払を行うことをいう。)を実施 しなければならない。
- (10) (9)の規定に基づく精算処理において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の入札公告、公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託等先から更に再委託・外注(以下「再委託等」という。)を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託等の経費(精算処理の対象か否かを問わない。)を含むことはできない。
- (11) (6)から(10)までの規定は、基金設置法人が委託等先に支払う契約金の一部を間接にその財源として行われる再委託等について準用する。この場合において、(6)中「基金設置法人」とあるのは「委託等又は再委託等の契約元」と、「委託等の相手方(以下「委託等先」という。)」とあるのは「再委託等の相手方(以下「再委託等先」という。)」と、(7)、(8)及び(9)中「基金設置法人」とあるのは「委託等又は再委託等の契約元」と、「基金業務」とあるのは「委託等又は再委託等の契約元が基金事業の一部として実施する事業」と読み替えるものとする。
- (12) 基金設置法人は、基金業務の委託等(再委託先等が存在する場合には、再委託先等を含む。)(契約金額100万円未満のものを除く。)が存在する場合は、実施体制、契約先の事業者名、基金設置法人との契約関係、契約先の事業者の住所、契約金額(実績報告書の場合は実績額)及び契約内容(業務の内容)が分かる資料(以下「履行体制図」という。)を、業務開始後及び毎年度末経過後、速やかに大臣に提出しなければならない。
- (13) (12)の履行体制図は、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

# 4. 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに経済産業 大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

# 5. 基金管理を行う期間等

- (1) 基金管理を行う期間は、原則として第3の1(2)に定める報告に係る業務が終了する までとする。なお、基金設置法人は、基金管理終了後において補助事業者が取得し た財産等の処分に係る手続を行わなければならない。
- (2) 経済産業大臣は、(1)に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。
  - ① 基金設置法人が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年

法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。) その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく経済産業大臣 の処分若しくは指示に違反した場合

- ② 基金設置法人が、基金をこの実施要領に規定する以外の用途に使用した場合
- ③ 基金設置法人が、基金の運営に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 経済産業大臣は、(2)の規定による終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができる。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、経済産業大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (5) 基金の解散後において、補助事業の実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

# 6. 基金の残額の扱い

基金設置法人は、補助事業の終了時において、基金に残額がある場合には、別に定める手続に従い、これを国庫に返還しなければならない。

# 7. 基金の経理等

- (1) 基金設置法人は、基金経理について、他の経理及び別表に定める事業ごとの経理 を明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 基金設置法人は、(1)に規定する経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

## 8. 基金の検査等

- (1) 経済産業大臣は、基金及び補助事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 経済産業大臣は、(1)の規定による調査により、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、適合させるための措置を採るべきことを命ずることが

## 9. 基金事業及び基金設置法人に係る報告

- (1) 基金設置法人は、基金管理を行う期間において、毎年度、基金の額(残高及び国庫相当額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度について、翌年度の4月30日までに経済産業大臣に報告しなければならない。
- (2) 基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は第3に規定する 指導監督に係る担当役員の変更若しくは大幅な事務実施体制の変更その他の基金管理 又は補助事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合には、速やかに経済産業 大臣に報告しなければならない。

## 10. 余剰金の返還

- (1) 経済産業大臣は、8.の規定に基づく検査又は、9.の規定に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認めるときは、基金設置法人に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 基金設置法人は、(1)の規定に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。なお、余剰金の計算に疑義がある場合には、別途経済産業大臣と協議を行わなければならない。

# 11. 基金基準の遵守等

- (1) 経済産業大臣は、基金基準に適合するよう基金設置法人を指導監督するとともに、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金設置法人は、基金基準の3及び4に規定する各基準に適合するよう、基金基準に従い必要な措置を講じなければならない。

## 第3 基金設置法人による補助事業の指導監督

基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に規定する指導監督を行わなければならない。

## 1. 事業の実施状況の把握と国への報告

- (1) 基金設置法人は、補助事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、これにより得た情報を適時適切に経済産業大臣に報告しなければならない。
- (2) 基金設置法人は、補助事業者から補助事業が完了した後の補助事業に係る事業状況

等について報告を受けるほか、経済産業大臣の求めに応じて報告しなければならない。

(3) 基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、必要な改善を行わなければならない。

# 2. 暴力団排除の取組

- (1) 基金設置法人は、補助事業において、交付要綱別紙の暴力団排除に関する誓約事項 に記載されている事項(以下「誓約事項」という。)に該当する者が行う事業に対 しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合に は、交付決定の全部又は一部を取り消さなければならない。
- (2) 基金設置法人は、補助事業者が内部通報、公益通報及び新聞報道等により暴力団排除に関する誓約事項に該当すると疑われる場合には、速やかに経済産業省に報告するとともに、警視庁又は都道府県警察本部の暴力団対策主管課(以下「都道府県警察暴力団対策主管課」という。)への照会を行わなければならない。また、都道府県警察暴力団対策主管課から補助事業者が誓約事項に記載する者に該当する旨の回答を受けたときは、速やかに経済産業省に報告し、申請者には補助金を交付しないものとし、補助事業者には、交付決定の取消し等必要な措置を講じなければならない。
- (3) 基金設置法人は、経済産業省から、申請者又は補助事業者が誓約事項に記載する者に 該当をするとの通知を受けたときは、申請者には補助金を交付しないものとし、補助 事業者には、交付決定の取消し等必要な措置を講じなければならない。
- 第4 ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業

基金設置法人は、基金を用いて、第1に規定する目的を達成するために行う補助事業者に対する補助金(以下第4において「補助金」という。)の交付等の業務を実施するものとする。

1. 補助の対象及び補助率等

補助対象経費の区分、内容、補助率及び補助事業期間は、別表のとおりとする。

## 2. 交付規程の承認

- (1) 基金設置法人は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について別途交付規程を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 交付規程は以下の事項を記載する。
  - ① 交付対象要件の定義及び補助率
  - ② 交付申請及び実績報告
  - ③ 交付の決定及び補助金の額の確定等

- ④ 申請の取下げ
- ⑤ 計画変更の承認等
- ⑥ 補助金の支払
- ⑦ 交付決定の取消し等
- ⑧ 取得財産の管理等
- ⑨ その他必要な事項

# 3. 事業の内容及び実施体制の整備

基金設置法人は、以下の事業を行うものとし、本事業の円滑な実施のため、以下に掲げる対応等(実施前に経済産業省と内容を協議し決定する。)を適切に行うための体制を整えなければならない。

- (1) 当該事業の公募及び審査、採択(第三者委員会の設置・運営を含む。)
- (2) 当該事業の交付決定に係る業務(交付申請書の受理・交付決定通知書の発出等)
- (3) 当該事業の進捗状況管理並びに確定検査及び支払手続
- (4) 当該事業の周知徹底
- (5) 当該事業に関する問合せ、意見等への対応
- (6) 当該事業に関するその他事業管理に必要な対応

# 4. 指導監督等

- (1) 経済産業大臣は、本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行うものとする。
- (2) 基金設置法人は、補助対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制について公表しなければならない。
- (3) 基金設置法人は、補助事業の応募者からの求めに応じ、採択前の事業の着手の承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、同意を得なければならない。
- (4) 基金設置法人は、補助事業の採択に当たって、第三者委員会を設置し、公募申請書等 について意見を聴取し、同時に経済産業大臣に対して協議しなければならない。
- (5) 経済産業大臣は、基金設置法人に対し、補助事業の採択に当たって、採択前に協議を 求め、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。
- (6) 基金設置法人は、事業の実施に疑義が生じたとき、又は事業の実施に支障が生じたときは、遅滞なく経済産業大臣に報告しなければならない。
- (7) 基金設置法人は、補助事業者による補助事業の進捗状況管理や補助事業の完了に際して現地調査を行う場合には、経済産業大臣に対して、あらかじめ現地調査の実施の方法その他の現地調査に必要な事項について相談を行わなければならない。
- (8) 経済産業大臣は、上記(7)の相談を受けた場合において、必要に応じ、担当職員を現地調査に同行させるものとする。
- (9) 経済産業大臣は、基金設置法人に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改

善等の指導及び助言を行うことができる。

(10) 基金設置法人は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

## 5. その他

- (1) 基金設置法人が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、基金設置法人の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができる。
- (2) 基金設置法人が実施する業務のうち、委託等を行う場合、委託等先に対して、その委託等の費用及び業務執行の適切性に関する大臣による調査(現地調査を含む。)を受け入れる体制を確保するよう求めなければならない。
- (3) 基金設置法人が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる 執行管理部分について、委託等を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する 業務に係る費用のうち委託等の額の合計の割合が50%を超える場合には、事前に経 済産業大臣の了解を得なければならない。
- (4) 基金設置法人は、自身が実施する業務の委託等をする場合には、原則として、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積りを取らない場合又は選定方法として最低価格を提示した者を選定する方法以外の方法を採る場合には、理由書を作成し、事前に経済産業大臣の了解を得なければならない。なお、グループ企業との取引であることを理由とすることは認められない。
- (5) 基金設置法人は、自身が実施する業務の委託等(契約金額100万円未満のものを除く。)を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理(契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払を行うことをいう。以下同じ。)を実施しなければならない。
- (6) (5)の精算処理において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合には、 経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」 に記載の実施方法、公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。ま た、精算処理を行う委託等先が、更に再委託等を行う場合には、一般管理費の算定対 象とする経費に当該再委託等の経費(精算処理の対象か否かを問わない。)を含むこ とはできない。
- (7) (2)から(6)までの規定は、基金設置法人が委託等先に支払う契約金の一部を間接にその財源として行われる再委託等について準用する。この場合において、(2)中「基金設置法人」とあるのは「委託等又は再委託等の契約元」と、「委託等先」とあるのは「再委託等先」と、(3)、(4)及び(5)中「基金設置法人」とあるのは「委託等又は再委託等の契約元」と読み替えるものとする。
- (8) 基金設置法人は、委託等先(再委託等先が存在する場合には、再委託等先を含む。) (契約金額100万円未満のものを除く。)が存在する場合は、実施体制と契約先の 事業者名、基金設置法人との契約関係、契約先の事業者の住所、契約金額(実績報告

書の場合は実績額)及び契約内容(業務の内容)が分かる資料(以下「履行体制図」という。)を業務開始後及び毎年度末経過後大臣に提出しなければならない。

- (9) (8)の履行体制図は、事業開始時及び事業完了後に、特定の者に不当に利益を与え、 又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表 するものとする。
- (10) 基金設置法人は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、又はこの実施要領に記載のない細部については、経済産業大臣と速やかに協議し、その指示に従わなければならない。

# 補助の対象及び対象経費の区分等

補助対象経費の区分	事業費	事業費
	①新たな魚種・漁場の開拓	④省エネ性能に優れた機器
	等に係る漁具等の必要経費	等の導入に要する費用への
	への支援	支援
	②省燃油活動等を通じた燃	
	油コスト削減に向けた取組	
	に対する支援	
	③漁業者による省資源化・	
	有効利用等を通じた魚箱等	
	コストの削減に向けた取組	
	に対する支援	
内容	ALPS 処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上	
	高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を	
	実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む	
	活動への支援	
補助率	定額、1/2以下	
補助対象期間	ALPS 処理水の処分に伴う風評が懸念される限り継続す	
	る。	